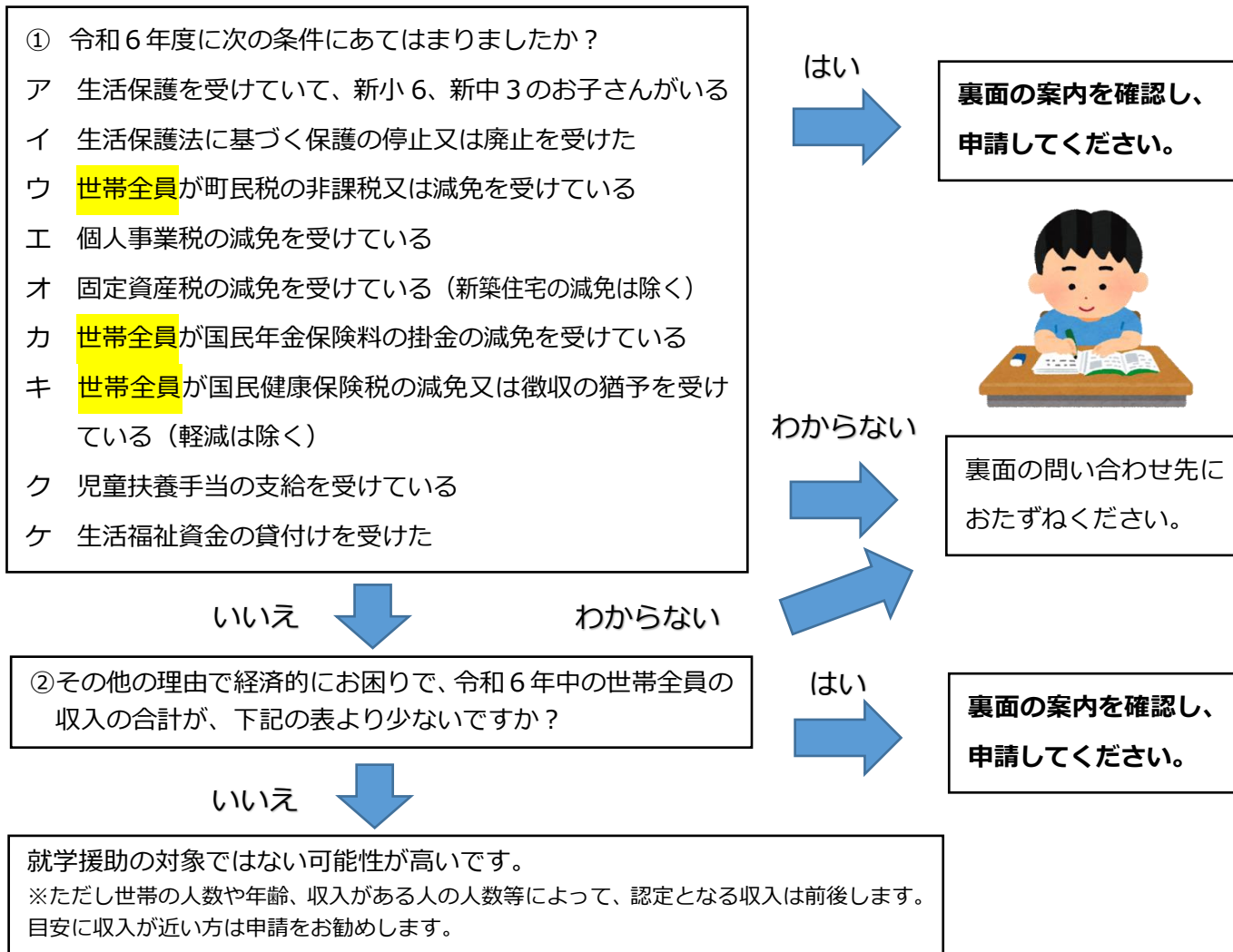


令和7年度就学援助のご案内

芽室町では、お子さまが楽しく安心して勉強ができるよう、小・中学生のお子さまをお持ちで、経済的な理由により、**学用品費や給食費、PTA会費、修学旅行費などの費用の支払いが困難な家庭へ、援助**をしています。下記のチェックにより、対象になると思われる方は、就学援助の申請をしてください。

★スタート



就学援助を受けられる世帯の総収入の目安（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入）

前年の世帯収入が生活保護基準を準用して定めた額の1.3倍未満の場合、認定となります。

| 家族構成(R7.4.1時点の年齢) | | 世帯の総収入 |
|-------------------|------------------------------------|---------|
| 2人 | 親(35歳)、子(6歳)※ひとり親世帯加算あり | 324万円以下 |
| 3人 | 親(39歳)、親(37歳)、子(9歳) | 356万円以下 |
| 4人 | 親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳) | 430万円以下 |
| 5人 | 親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳)、子(6歳) | 489万円以下 |
| 5人 | 親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳)、祖母(62歳) | 464万円以下 |

※年金受給者、学生アルバイトを含め、同一世帯で収入のある方すべての収入の合算で判定します。

※収入金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の「支払金額」を指します。

※給与所得者以外の方の場合は、「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とします。

援助の内容（年間1人当たり・予定） ※年度途中で認定または認定廃止の場合は月割りで支給。

| | 小学校(年額) | | 中学校(年額) | | 備考 |
|------------|--------------------|---------|--------------------|---------|--|
| | 1年 | 2～6年 | 1年 | 2・3年 | |
| 学用品費等 | 13,230円 | 15,500円 | 25,040円 | 27,310円 | 5月・8月・12月の3回に分けて保護者に支給 |
| 新入学用品費 | 57,060円 | なし | 63,000円 | なし | 4月認定の方のみ5月に保護者に支給。 ただし、入学前支給を受けている場合は支給しない。 |
| 体育用具費 | 1・4年のみ 11,810円 | | 1年のみ 11,810円 | | 12月1日時点で認定の方のみ 12月に保護者に支給 |
| 修学旅行費 | 6年のみ 実費(旅費のみ) | | 3年のみ 実費(旅費のみ) | | 修学旅行前に学校または保護者に支給 |
| 給食費 | 実費(約 45,936円) | | 実費(約 55,836円) | | 学校に直接支給 |
| PTA会費 | 実費 | | 実費 | | 6月に保護者に支給 |
| 生徒会費 | なし | | 実費 | | 6月に保護者に支給 |
| 部活動費 | なし | | 実費(上限 30,150円) | | 6月に保護者に支給 |
| 卒業アルバム費等 | 6年のみ実費(上限 11,000円) | | 3年のみ実費(上限 10,000円) | | 3月に保護者に支給 |
| オンライン学習通信費 | 15,000円 | | 15,000円 | | 5月・8月・12月の3回に分けて保護者に支給 |

※学校が徴収する学用品費等に著しい滞納があり、学校運営に支障をきたす場合は、学校に直接学用品費等を支払います。

援助を受けるための手続き

前年度に就学援助を受けていた方も、**毎年申請が必要**ですのでご注意ください。

令和7年度に就学援助を希望される方は、期限までに、以下の書類等を持参し、芽室町教育委員会にて手続きしてください。(期限を過ぎますと、5月以降の認定となります。)

- 提出期限 **新中学3年生以外 令和7年3月21日(金)まで**
新中学3年生 令和7年3月7日(金)まで(修学旅行費支給の関係上)

●持参書類

- 1 令和7年度就学援助申請書(兼世帯票)※今回配布したもの。
- 2 通帳又は金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの(写しでも可)。
- 3 お持ちであれば、障がい者手帳もしくは母子健康手帳(現在妊娠されている方のみ)
- 4 世帯の状況や収入を証明できるもの

申請理由によって、必要書類が変わります。詳細は、申請書の裏面をご確認ください。

わからないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください！

**その他**

- 1 判定の結果については、4月下旬に保護者にお知らせする予定です。
- 2 倒産、長期療養などにより経済的に困りの方で、認定基準に当てはまらない方は、個別にご相談ください。

提出先・お問い合わせ先 (受付時間 月～金曜日 8:45～17:30)
芽室町教育委員会 教育推進課 教育推進係 (芽室町東2条2丁目14番地:芽室町役場)
電話 62-9729 メール k-gakkyou@memuro.net